

鳥取市水道局建設工事完成検査結果通知要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取市水道事業会計規程第134条において準用する鳥取市建設工事執行規則第52条第4項の規定により、鳥取市水道局の発注する建設工事の完成検査結果を請負者に通知する際の事務手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 鳥取市水道局が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。)を対象とする。ただし、修繕費又は委託料で執行される工事を除く。

(完成検査結果の通知)

第3条 鳥取市水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、検査員から完成検査の復命を受けた後は、様式第1号により当該建設工事の請負者に完成検査の結果(合否、工事成績、評定点)を速やかに通知するものとする。

(説明の請求)

第4条 前条により通知を受けた請負者が通知内容に疑問がある場合は、当該通知の受取日の翌日から起算して14日(休日を含む。)以内に、書面をもって管理者に説明を求めることができる。

2 前項の規定による書面の提出先は、当該工事を発注した担当課(所)とする。

(説明請求に対する回答)

第5条 前条により説明請求がなされた場合は、管理者は様式第2号により速やかに回答を行うものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日以降に実施される建設工事完成検査から適用する。